

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は、めまぐるしく変化する経営環境において、継続的な成長及び持続的な企業価値の向上のためには、経営の効率化を図るとともに、意思決定の透明性や公正性が確保された経営体制を構築することが必要であると考えており、コーポレート・ガバナンスの充実は重要な経営課題と認識しております。

このような認識のもと、企業倫理と法令遵守を徹底し、職務分掌や規程の整備等により内部統制を強化するとともに、適時適切に情報開示を実現できる体制の構築に努めております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

当社は、コーポレート・ガバナンスの基本原則を全て実施しております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%未満
-----------	-------

【大株主の状況】更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
藤田 優	2,005,200	47.65
藤田 英人	460,000	10.93
株式会社Egg	400,000	9.51
藤田 千鶴	200,000	4.75
株式会社ビジョン	168,400	4.00
吉弘 和正	76,000	1.81
MSIP CLIENT SECURITIES	54,576	1.30
株式会社SBI証券	48,608	1.16
今津 基茂	30,600	0.73
新沼 吾史	24,200	0.58

支配株主(親会社を除く)の有無	藤田 優、藤田 英人
-----------------	------------

親会社の有無	なし
--------	----

補足説明

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 マザーズ
決算期	6月
業種	小売業
直前事業年度末における(連結)従業員数	100人以上500人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100億円未満

直前事業年度末における連結子会社数

10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

原則として取引は行わない方針ですが、支配株主との取引等を行う際は、その取引がその他の一般の取引条件と同様に適切であることを基本とし、取引の合理性及び条件の妥当性について金額の多寡に関わらず、当社取締役会において審議を行い、取締役会決議により決定する方針であります。

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	11 名
定款上の取締役の任期	2 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	5 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	1 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	1 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係()										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
津野 友邦	他の会社の出身者											

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びiのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
津野 友邦	○	――	津野友邦氏は会社代表として、会計、税務及び経営指導などに従事し、企業価値向上に向けた戦略的アドバイザーとしての経験を有しており、また上場会社の社外監査役を歴任しております。そのような知見と経験を活かし当社の経営全般に的確かつ有意義な助言を頂くことが期待できることから、社外取締役としてその職務を適切に遂行できるものと判断しております。 また、同氏は独立性基準を満たしており、当社との間に特別な利害関係は存在しないことから、一般株主との利益相反が生じるおそれがないと判断し、独立役員として指定しています。

指名委員会又は報酬委員会に相当する 任意の委員会の有無	なし
--------------------------------	----

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の員数	4 名
監査役の人数	3 名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

内部監査室と監査役は、定期的に内部監査の実施状況等について情報交換を行い、情報の共有を図っております。
なお、内部監査室と会計監査人の情報交換については、監査実施時等において個別に情報の共有を図り、監査役と会計監査人の情報交換につ
いては、四半期ごとに行われる監査報告会において情報の共有を図っております。なお、監査報告会には内部監査室も同席しております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	2 名
社外監査役のうち独立役員に指定され ている人数	2 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係()												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
本間 拓洋	弁護士													
宮本 文子	公認会計士													

- 会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」
- a 上場会社又はその子会社の業務執行者

b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与

c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役

d 上場会社の親会社の監査役

e 上場会社の兄弟会社の業務執行者

f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者

g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者

h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家

i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)

j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)

k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)

l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)

m その他

会社との関係(2)

氏名	独立 役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
----	----------	--------------	-------

本間 拓洋	○	2015年1月1日付けで顧問弁護士契約を締結しておりましたが、社外監査役の就任前日に顧問弁護士契約を解除しております。	本間拓洋氏は、弁護士として国内のみならず国際的に活躍している経歴も有しており、法務分野において高度かつ専門的な知識を有しております。また、同氏は、特に法務、リスク管理及びコーポレート・ガバナンスの分野において、今後、独立的な立場及びグローバルな観点からも、当社の企業姿勢についての確かつ有意義な助言を頂くことが期待できることから社外監査役として、その職務を適切に遂行できるものと判断しております。 また、同氏は独立性基準を満たしており、当社との間に特別な利害関係は存在しないことから、一般株主との利益相反が生じるおそれがないと判断し、独立役員として指定しています。
宮本 文子	○	――	宮本文子氏は、公認会計士及び税理士としての経歴を有しており、会計及び税務分野において高度かつ専門的な知識を有しております。企業再生支援にも携わった経験から、企業会計リスクの見識を活かし、内部統制の分野においても高い専門性に基づき、的確かつ有意義な助言を頂くことが期待できることから社外監査役として、その職務を適切に遂行できるものと判断しております。 また、同氏は、独立性基準を満たしており、当社との間に特別な利害関係は存在しないことから、一般株主との利益相反が生じるおそれがないと判断し、独立役員として指定しています。

【独立役員関係】

独立役員の人数	3 名
---------	-----

その他独立役員に関する事項

当社は、独立役員の資格を満たす社外役員3名のうち3名を独立役員に指定しております。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	実施していない
---------------------------	---------

該当項目に関する補足説明

――

ストックオプションの付与対象者

該当項目に関する補足説明

――

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況	個別報酬の開示はしていない
-----------------	---------------

該当項目に関する補足説明

報酬額の総額が1億円以上の者が存在しないため、報酬の個別開示は実施しておりません。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無 更新	あり
--	----

当社は役員報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針は定めておりませんが、取締役の報酬限度額は2016年6月30日開催の臨時株主総会において、年間3億円以内(うち社外取締役分は2千万円以内)と決議されております(使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない。)。当該株主総会終結時の取締役の員数は、3名です。また、監査役の報酬限度額は年間2千万円以内と決議されております。当該株主総会終結時の監査役の員数は、1名です。また、当社役員報酬の基本的な考え方は次のとおりであります。

当社は、コーポレート・ガバナンスに関する基本方針に基づき、継続的な成長及び持続的な企業価値の向上に繋がるように、各役位が適切な役割に従事しながら、継続的な発展のための経営監督機能等に、各役位の職務が発揮できるように定めております。

a. 報酬水準の考え方

当社役員が担うべき役割と当社グループの連結業績水準等に応じた報酬水準としております。

当社が目指すべき業績水準を踏まえ、各役位の報酬として、過年度の業績達成状況等に応じて決定しております。

b. 固定報酬の考え方

当社は、グループ全体の経営監督機能を担う役員が中心であり、それぞれの取締役が独立した立場で役割を担うことで、グループ全体の経営が安定することから、基本報酬(固定報酬)を基本としており、業績による変動報酬は支給しないものとしております。

c. 取締役(監査役の報酬は監査役会の協議)の報酬の審議・決定方法

取締役(監査役の報酬は監査役会の協議)の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針の決定権限を有する者は、取締役会の一任を受けた代表取締役社長CEOであり、株主総会で決議された報酬総額の範囲内において、総合的に勘案して決定しております。

当事業年度の取締役(監査役の報酬は監査役会の協議)の報酬の決定過程における提出会社の取締役会の活動内容は2020年9月25日開催の取締役会において、各役位別に過年度における経営監督機能への貢献に応じて、報酬水準の妥当性等をそれぞれが独立した立場の取締役及び独立役員がモニタリング(取締役会では継続的な成長及び持続的な企業価値の向上に関する発言状況、全グループ部長会では事業活動に関する発言状況及びコンプライアンス委員会ではリスクマネジメントへの提言状況など)した意見等に基づき審議しております。

d. 取締役の個人別の報酬等の決定に係る委任に関する事項

各取締役の貢献度、会社の業績や経営内容、経済情勢、潜在的リスク等を踏まえ、評価を行うには代表取締役社長CEO藤田優が最も適していると判断したことによるものです。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

グループ統括管理本部より、取締役会の開催に際して、開催の3営業日前までに資料の配布を行い、議案の内容を事前に把握し、意見等が行える体制を構築しております。

また、必要に応じてグループ統括管理本部が窓口となり、質疑に対する回答も行っております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

(取締役会)

当社の取締役会は、毎月1回の「定時取締役会」のほか、迅速な意思決定を行うために必要に応じて「臨時取締役会」を開催し、法令で定められた事項や経営に関する重要事項を最終決定するとともに、業務遂行の状況報告の確認を実施しております。

(監査役及び監査役会)

当社の監査役会は、毎月1回の「定時監査役会」のほか、必要に応じて「臨時監査役会」を開催しております。

当社の監査役は、「定時取締役会」「臨時取締役会」「コンプライアンス委員会」「全グループ部長会」に出席し、取締役の業務の執行状況を監視しております。また、監査役が定めた監査方針及び監査計画に基づき監査を実施するとともに、取締役及び従業員等からの報告事項及び情報等を共有化するなど、監査の充実を図っております。

(コンプライアンス委員会)

当社のコンプライアンス委員会は、委員長、副委員長、委員、事務局長で構成されており、当社及び当社子会社におけるコンプライアンスの方針、体制、運営方法などを定め、リスクマネジメント及びコンプライアンスに係る重要事項の調査や、教育・研修の企画、立案を審議するために、原則3ヶ月に1回開催し、審議した内容を取締役に報告しております。

(全グループ部長会)

全グループ部長会は、当社の専務取締役、取締役、監査役、執行役員、本部長、室長、部長及び当社子会社の取締役、その他当社の代表取締役社長が必要と認めた者で構成され、原則毎月1回定期的に開催し、取締役会で決議された基本方針に基づき、グループの全般的な業務執行方針及び業務計画を協議する他、重要な業務の実施に関する事項について、迅速かつ機動的な意思決定を行うとともに、業務執行状況の確認を行っております。

当社と取締役(業務執行取締役等であるものを除く。)及び監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とするものであります。なお、当該責任限定が認められるのは、当該取締役または監査役が責任の原因となった職務の遂行について善意かつ重大な過失がないときに限られます。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は、取締役5名を選任しており、うち1名が社外取締役であります。社外取締役には、取締役の職務執行の適法性を確保するための牽制機能を期待しており、取締役会を通じて必要な情報の収集及び意見の表明を行うとともに、適宜そのフィードバックを受けることで、当社は適切な意思決定が行われる体制を構築しております。

また、監査役につきましても、2名の社外監査役を選任しており、その独立性を強化しております。

株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	株主の利便性を考慮し、決算業務の早期化を図り、株主総会招集通知の早期発送に取り組んでおります。
集中日を回避した株主総会の設定	当社の決算月は6月であり、集中日には当たらないと考えております。
電磁的方法による議決権の行使	今後検討していく予定であります。
議決権電子行使プラットフォームへの参加 その他機関投資家の議決権行使環境 向上に向けた取組み	今後検討していく予定であります。
招集通知(要約)の英文での提供	現在、具体的な検討は行っておりませんが、今後、必要性を勘案して検討していく予定であります。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者 自身による説明の有無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	当社ホームページにディスクロージャーポリシーを掲載しております。	
個人投資家向けに定期的説明会を開催	今後検討すべき課題として認識しております。	あり
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	第2四半期決算及び通期決算終了後に会社説明会の開催を予定しております。	あり
海外投資家向けに定期的説明会を開催	現在、具体的な検討は行っておりませんが、株主構成を考慮しながら、海外投資家向けの説明会も実施していくことを検討したいと考えております。	あり
IR資料のホームページ掲載	当社ホームページにIRサイトを開設し、IR資料を掲載しております。	
IRに関する部署(担当者)の設置	グループ統括管理本部を担当部署としております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	経営理念、コンプライアンス規程、内部統制システム構築の基本方針において、各ステークホルダーの尊重について規定しております。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	当社は、ステークホルダーに対して、適正かつタイムリーな情報提供が重要であると認識しており、当社ホームページ及び会社説明会等を通じて情報提供を行って参ります。

内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社は、業務の適正性を確保するための体制として「内部統制システムの整備に関する基本方針」を定めており、当該方針に基づき内部統制システムの運用を行っております。概要は以下の通りであります。

1. 取締役の職務執行が効率的に行われることを確保するための体制

- (1) 企業価値向上のために制定した中期ビジョン及び年次事業計画に基づいて、目標達成のために活動し、その進捗状況の管理を行う。
- (2) 「組織規程」の職務権限基準及び決裁ルールにより、適正かつ効率的に職務執行が行われる体制を確保する。
- (3) 職務執行の効率性を高めるため、各部門の業務進捗状況を取締役及び執行役員を含む全グループ部長会で部門責任者より報告を受け、全社的な業務の効率化を図る体制とする。

2. 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- (1) 法令、定款等の遵守を目的として、コンプライアンスに関する規程を定め、取締役自らが率先垂範する。また、研修等を通じ、コンプライアンス体制の推進を図る。
- (2) 「組織規程」の職務分掌表及び職務権限基準により、職務の範囲や権限を定め、適切な牽制が機能する体制とする。
- (3) 「反社会的勢力対策規程」により、反社会的勢力とは取引関係を含めて一切の関係を持たず、反社会的勢力からの不当要求に対しては、組織全体として毅然とした対応をとる。

3. 取締役の職務執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- (1) 取締役の職務執行に係る情報については、「文書管理規程」に基づき、適切かつ確実に検索が容易な状態で保存・管理するとともに、情報種別に応じて定められた期間中は、保存する。
- (2) これらの文書、情報等は必要に応じ、必要な関係者が閲覧できる体制を維持する。

4. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- (1) 企業活動に関連する損失の危険については、経営環境の変化に対応しながら、「リスク管理方針」に基づき管理する。
- (2) 新たに生じたリスクについては、代表取締役社長がリスクの内容により適当と定めた責任部門を指定し、リスク管理体制を明確化する。
- (3) 内部監査室はリスク管理状況を監査し、その結果を取締役及び監査役会に文書で報告する。
- (4) 事業活動上の重大な事態が発生した場合には、「リスク管理方針」に則りコンプライアンス委員会を招集し、迅速な対応を行うことにより損失・被害を最小限にとどめる体制を整える。

5. 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- (1) 当企業集団は、「子会社管理規程」「子会社管理決裁権限規定」により業務の適正確保に努める。
- (2) 子会社は、規程に基づく特別の事項については、グループ統括管理本部担当取締役への報告、承認、決裁を義務付け、重要事項については、取締役会決裁事項とする。
- (3) 子会社の事業に関しては、子会社の自主性を尊重しつつ、それぞれ統括責任を負う取締役を任命し、企業集団としての業務の適正を図るとともに、グループ統括管理本部は子会社より定期的に事業報告を受け、子会社の取締役の職務執行が効率的に行われるよう管理する。
- (4) 子会社を内部監査による定期的な監査の対象とし、監査の結果は代表取締役社長に報告する体制とし、内部監査室は当社及び子会社の内部統制状況を把握・評価する。
- (5) 子会社が規程等に基づいてリスク管理を行い、重要事項については統括責任者及びグループ統括管理本部と協力して当企業集団として管理する。
- (6) 内部通報制度(ホットライン)の窓口及びご意見BOXを当社及び子会社の共用のものとして社内には設けるとともに、通報を行った者が当該報告をしたことを理由に不利な取扱いを受けないことを確保する体制とする。
- (7) 当社及び子会社において、法令及び社内規程等に違反又はその懸念がある事象が発生あるいは発覚した場合、速やかに部署責任者、当社のグループ統括管理本部担当取締役及び内部監査室に報告する体制とする。

6. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及び使用人の取締役からの独立性並びに監査役の当該使用人に対する指示の実効性確保に関する事項

- (1) 監査役が必要とする時に備え、業務補助のための部門を内部監査室と定め、その人事については監査役会の同意を得ることとする。
- (2) 監査役の業務補助を行う場合、監査役の指示に従って職務を行うこととする。

7. 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制

- (1) 監査役は取締役会、コンプライアンス委員会等への出席及び全グループ部長会等の議事録を閲覧することで、経営状況、リスク管理、コンプライアンス等、当社及び当企業集団全般にわたる報告を受ける体制とする。
- (2) 会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を発見した場合には、当該事実に関して報告する。
- (3) 監査役が必要と判断したときは、いつでも取締役及び使用人等並びに子会社の取締役及び使用人等に対して報告を求めることができる。
- (4) 監査役に報告を行った者が、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保する体制とする。
- (5) 内部通報制度の通報状況について速やかに監査役に報告を行う。

8. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役及び監査役会に対して、取締役及び重要な使用人からヒアリングを実施する機会を確保するとともに、代表取締役社長、内部監査室及び監査法人と、それぞれ定期的に意見交換会を開催する。

9. 監査役の職務の執行について生ずる費用等の処理に係わる方針

監査役が、その職務の執行について生ずる費用の前払又は返還等の請求をしたときは、当該監査役の職務執行に必要でないと認められた場合を除き、速やかに当該費用等の処理をする。

10. 財務報告の信頼性を確保するための体制

金融商品取引法等の定めに従い、健全な内部統制環境の保持に努め、統制活動を強化し、有効かつ正当な評価ができるように内部統制システムを構築し、適切な運用に努めることにより、財務報告の信頼性及び適正性を確保する。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社は、反社会的勢力とはいかなる関係も持たず、金銭その他の経済的利益を提供せず、取引を行わないことを方針としております。
当社における反社会的勢力排除体制として、「反社会的勢力対策規程」を制定し対応部署及びその責任者をグループ統括管理本部長と定めております。

その他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

なし

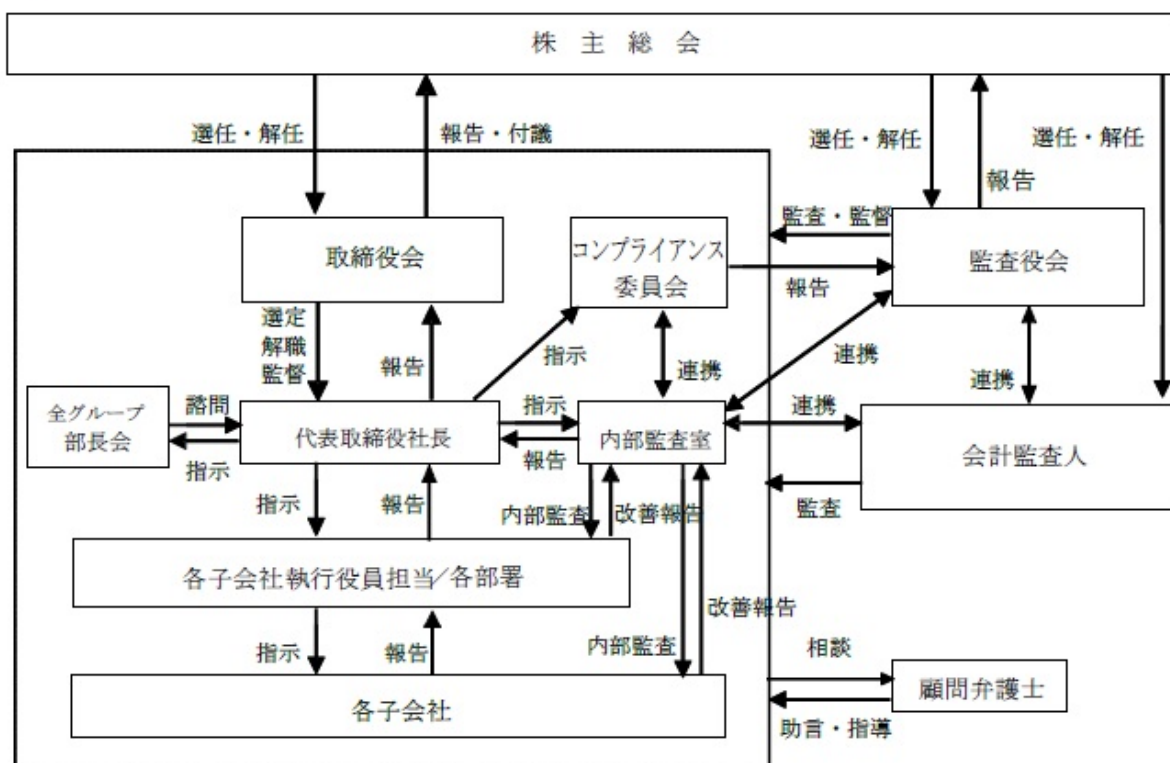
該当項目に関する補足説明

現在のところ買収防衛策の導入予定はありません。

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

コーポレート・ガバナンス体制及び適時開示体制については、以下の模式図(参考資料)をご覧ください。

【模式図(参考資料)】



【適時開示体制の概要(模式図)】

(決定事実・決算情報)

(発生事実)

